

皆さまのご理解とご協力を

道路への雪だし・路上駐車は 除雪作業の大敵！！



町では、降雪期間（12月～3月）の町道の交通確保のため、除排雪作業を行います。

【出動目安は15cmの積雪！】

15cmの積雪深を出動目安にパトロールを実施し、道路状況により除雪作業を行います。限られた人員で効率的な作業を行うため、町民の皆さまのご理解とご協力が必要です。

また、作業中の除雪車は交差点付近での後退やセンターラインを越えて作業をすることもあり、大変危険ですので、十分ご注意ください。

【路上駐車・道路への雪出しは除雪作業の大敵です！】

車両の路上（違法）駐車は、作業の妨げとなります。また、除雪後の道路への雪出し行為は道幅を狭くし、通行の障害となります。一人ひとりの心がけが安全な通行の確保につながりますので、次の事項にご協力をお願いします。

～ポイント～

- ①除雪作業の障害となるものは、路上に放置しないでください。
- ②道路に面した『さく等』は撤去してください。
- ③除雪車通過後に残った雪は、各自で処理していただくようお願いします。特に高齢者世帯などについては、ご近所の皆さまによるお手伝いやご協力をお願いします。
- ④猛吹雪の際や夜間の除排雪作業は、視界が著しく悪く、安全を確保できないため、行いません。
- ⑤各家庭・事業所の雪は、道路へ雪出しせず、敷地内で処理するか、町が指定する雪捨て場所に運んでください。
- ⑥町指定雪捨て場所は、**八雲地域**は大新6番地1（八雲スポーツ公園グランド横）と落部川河川敷（落部橋から山側）、**熊石地域**は熊石根崎町（熊石漁港ふれあい広場手前）と熊石相沼町（熊石相沼和みの家の前）の計4か所です。また、捨てられた雪の中にゴミなどを混入させないでください。
- ⑦早朝の除雪作業中は、作業員が視認しやすいように、走行時はヘッドライトを点灯して走行してください。

【道路への雪出しは法律で禁止されています！】

道路交通法第76条では、道路における交通の危険や妨害行為が禁止されています。また、同法施行細則第19条にその禁止行為として「道路に雪をまき、又は捨てること。」を規定しています。

【問い合わせ先】

- 八雲地域
 - ・八雲町車両センター ☎0137-62-2350
 - ・建設課車両係 ☎0137-62-2115
- 熊石地域
 - ・熊石総合支所地域振興係 ☎01398-2-3111

落部地区冬期間通行止めのお知らせ

【通行止区間】 八雲町落部1058番
町道川向1号線（延長0.1km）
12月から3月までの期間、除雪ができないため通行禁止とします。



●はぴあ八雲からのお願い●

はぴあ八雲の駐車場は当施設利用者のための駐車場ですが、利用者以外の方やJRの利用者などの長時間駐車により、駐車スペースが無くなり大変困っています。

また、冬期間の夜間駐車は、除排雪の妨げになりますので、駐車場の適切な利用をお願いします。

【問い合わせ先】

はぴあ八雲 ☎0137-68-2228